



誰にも教えたくない
老後資金 倍増術

いまずぐ

入厚生年年金に りりななさいに

「生涯所得に3000万円の差」
「10年で約190万円の得」知らないで大損する!

目下審議中

働いていれば誰もが厚生年金に加入できる時代。が、そう遠くない将来、現実にならうとしている――5月29日、政府は「厚生年金」の企業規模を撤廃する方針を固めたことを発表した。

現在、パート・アルバイトについて厚生年金に加入できる企業の要件は「従業員数101人以上」で、その中でも「週20時間以上労働」「賃金は月額8万8000円以上」「70才未満」に限定している。これが今年10月からは「従業員数51人以上」とより小規模な事業所でも加入できるようになる。この緩和で対象者は

約20万人増えるとされており、さらに政府は来年の通常国会に向けて「条件撤廃」の法案提出の方針を固め、パート・アルバイトの対象者は約130万人増加する見込みだ。

「厚生年金効果」は
生涯3000万円

厚生年金の規模要件の存在については「実は12年に定められた法律に「当分の間の経過措置」として位置づけられ、10年以上も前から撤廃が求められてきた」と話すのは、厚生労働省の社会保障審議会年金部会で委員を務める慶應義塾大学の

商学部教授の権丈善一さんだ。

「12年から12年にもわたって規模要件の撤廃が進まなかったのは、事業者側の反発があったから。厚生年金の保険料は加入者と企業が半分ずつ負担する「労使折半」のため、多くの企業が年金保険料を負担するのを拒んだ結果、適用は501人以上、101人以上、51人以上と徐々に進み、それがこのたびようやく規模要件の「撤廃」というところまで来たということです」
厚生年金の保険料は収入の18・3%となっており、これを加入者と企業で9・



パート・アルバイトが「厚生年金」にもっと入りやすくなる!

変更なし	現在	10月以降
	週20時間以上労働(所定)	
	月額賃金8万8000円以上	
	学生ではない	
2か月超の勤務であれば適用		
変更あり	従業員数101人以上の事業所	従業員数51人以上の事業所

「確かに、パートやアルバイトでも厚生年金に入れるようになる」という意味で、第3号の縮小は進むでしょう。しかし、第3号の対象には育児や介護などで働けない期間がある人もいますので、完全に撤廃されるとは考えにくい。むしろ、厚生年金対象者の拡大に救われる人が一定数います」

事実、全国民が加入する国民年金(基礎年金)だけに加入しているのは、自営業者や専業主婦ばかりではない。就職氷河期世代など、厳し

い雇用環境の中で働き続けているのに厚生年金に加入できず、「国民年金だけでは老後が不安」という人たちも、厚生年金に加入できれば将来の年金を増やせるようになる。

「結婚後も継続就労して厚生年金に入り続けた人と、出産などで退職して第3号被保険者になった人とは、退職金を除く生涯収入に約2億円の差がつかます。しかも、そのうち約3000万円は年金によるもの。年金は死ぬまで受け取れるので、当然、長生きして受給期間が延びるほど、その差はさらに開いていく。

配偶者手当(月1万914円)と配偶者控除(年7万1000円)は、33年ほど利用しても670万円ほどにしかありません。扶養の範囲内で収入を抑えるより、壁を越えて厚生年金に加入する方が、圧倒的に得なのです(権丈さん、以下同)

目先の損を避けたいばかりに厚生年金に入らない働き方を選ぶのは大損なのだ。権丈さんは「収入が低い人にこそ、厚生年金は得になる」と念を押す。

「厚生年金は収入に比例した保険料を支払い、それに応じて受給額も増えていきます。全員一律の基礎年金に収入に比例した厚生年金が上乗せされるので、所得が低い人の方が、収入に対する支給額の比率が高くなります。所得代替率でみると、年金支給額が収入の98%になる人もいるほどです」

「10年間加入すると、毎月約1万円の保険料で、将来の年金が約5万8000円増やせる。65才から受給開始と仮定した場合、保険料と年金額を比較すると、加入者の年収額にかかわらず、82才を過ぎれば厚生年金保険料の元が取れる。計算になります」(井戸さん、以下同)

厚生年金に加入するメリットはほかにもある。加入すれば会社の健康保険にも入るので、働けなくなったときの傷病手当金や出産手当金なども受け取れるようになります。保障が手厚くなる。

15%ずつ負担することになる。例えば、パート・アルバイトの時給が1000円なら、新たに厚生年金に加入すると、企業はここに厚生年金保険料分を入れた時給1091・5円を支払わなければならないことになるのだ。

「一方で加入者側は、厚生年金に加入しなければ時給1000円なのが、加入すると手取りは保険料分の91・5円が引かれた時給908・5円に減る。」

これを「年収の壁」と呼び、厚生年金保険料を払わ

ずに済むよう夫の扶養の範囲内で働こうとする就業調整を行う人もいるのです(権丈さん)

配偶者の扶養の範囲内で働くパート主婦は「第3号被保険者」となり、厚生年金保険料を支払う必要がない。だが、要件緩和によって厚生年金に加入すれば新たに保険料負担が生まれる。これを「第3号撤廃」「専業主婦いじめ」などと批判する向きもある。

だが、社会保険労務士の井戸美枝さんはこう話す。

「厚生年金に入ったら、収入が減って生活が苦しくなるのではないかと心配する人もいるだろう。だが権丈さんは自身が座長を務めた「東京くらし方会議」での試算結果を示して一蹴する。

「厚生年金は収入に比例した保険料を支払い、それに応じて受給額も増えていきます。全員一律の基礎年金に収入に比例した厚生年金が上乗せされるので、所得が低い人の方が、収入に対する支給額の比率が高くなります。所得代替率でみると、年金支給額が収入の98%になる人もいるほどです」

「国民年金だけに加入している場合、40年間で合計815万円の保険料を支払うこととなります。65才から90才までの25年間年金を受け取るとすると、受け取れる総額は2040万円です。一方、40年のうち10年間だけ厚生年金に入るとすると、支払う保険料は合計794万円に減り、25年間で受け取る年金額は2204万円に増えるのです」

減った支払いと増えた受給額を合わせると185万円にもなる。10年間厚生年金に入るだけで老後のお金にこれだけの差がつくのだ。

「10年間加入すると、毎月約1万円の保険料で、将来の年金が約5万8000円増やせる。65才から受給開始と仮定した場合、保険料と年金額を比較すると、加入者の年収額にかかわらず、82才を過ぎれば厚生年金保険料の元が取れる。計算になります」(井戸さん、以下同)

「10年だけ加入」でももらえる年金がこんなに増える！

年収	130万円	140万円	150万円	160万円	200万円
10年間で払う厚生年金保険料	119万円	128万円	137万円	146万円	183万円
受け取れる厚生年金の年額	7.2万円	7.8万円	8.3万円	8.8万円	11.2万円
年金保険料の“元が 取れる”年齢(65才 受給開始の場合)	81.5才	81.4才	81.5才	81.6才	81.3才

提供/井戸さん



50才から厚生年金に加入できる職場で働き始めても遅くはない。

号被保険者だったし、それまで第3を1年遅らせて66才にすると、78才まで生きれば良いということ。ただし、それまで第3号被保険者だった

「例えば医療費の自己負担の上限度が決まる高額療養費制度も、妻が健康保険の扶養だと収入が高い夫の上限度が適用されますが、本人が健康保険に入っていない年収が370万円以下なら、5万7600円で済みます。障害年金の給付も手厚くなるため、障害基礎年金に加えて障害厚生年金も受け取れるようになり、2級だと81万6000円にもなる。これは寝たきりになるような重度の障害でなくとも、手術で臓器を摘出したり、精神疾患にかかったりすることでも対象になる可能性があります。現在は20才から24才まででも約11万人と、東京都の20才人口と同じくらいの数の人が受け取っています」

また、雇用保険からは教育訓練給付金も10月から給付率が80%に上がる。非常に手厚くなるので、民間の保険への加入は社会保障の給付内容を確認してからでも充分だ。厚生年金に加入していれば「iDeCo」をお得に使うこともできる。「国民年金加入者は60才までしかiDeCoに加入できませんが、厚生年金加入者なら65才まで加入できる。給与から毎月2万3000円を拠出すればその掛金が全額所得控除されるので、効果的に節税できます」

さらに、受給開始を遅らせて受給額を増やす「繰り下げ」などの「テクニク」も、厚生年金に加入すれば考える必要はなくなる。「厚生年金の受給を繰り下げても、働いている間は保険料を払い続けることになるので、繰り上げと繰り下げのどちらが得かは個人の収入や家計、寿命次第です。1つ言えることは、厚生年金は繰り下げた年齢から12年長生きすれば、遅らせ自分の元を取ることもできます」

（井戸さん）
例えば受給開始を1年遅らせて66才にすると、78才まで生きれば良いということ。ただし、それまで第3号被保険者だった

加入のためには 転職もアリ。

人が厚生年金に加入すると、基礎年金に上乗せされていた「振替加算（昭和41年4月1日以前生まれの人のみ）」がなくなることがあるため、その際は厚生年金だけを繰り下げよう。

井戸さんによれば、厚生年金の加入要件が緩和され、一方で、遺族年金を縮小しようという動きが進んでいるという。

「だからこそ、いま第3号の人も、可能な限り厚生年金に加入して、自分のための年金をつくって備えておくことが大切なのです」

（井戸さん）

前述の従業員数などの要件に加え、現在は農業、林業、飲食店、理容店、神社などは「非適用業種」となっており、厚生年金に加入することはできない。だが、今後も継続した適用範囲の見直しが行われるため、いずれ緩和される可能性もある。加入への心構えは持つておいて損はない。

もっとも、厚生年金は要件を満たせば、強制加入となるため、個人がすべき手続きはない。「会社側が資格取得の手続きをすれば、保険料は毎月

の給与から自動的に天引きされます。加入しているかどうかは、給与明細に「厚生年金」の欄があるか確認すればいい。要件に該当しているのに手続きがされていないのは法律違反なので、まずは会社に確認し、対応してくれるければ年金事務所などに相談してください」（井戸さん）

権丈さんは「厚生年金に入れる仕事に転職するのも1つの手」と話す。「いずれ撤廃される見込みとはいえ、いまの仕事が非適用業種だったり、規模要件外だったり、加入するまでに時間がかかりそうであれば転職するのも悪くないでしょう。いまは人手不足なので、厚生年金完備のよい条件のいい仕事に就ける可能性も少なくありません。前述の通り、年収の壁を気にして第3号でいるよりも、事業主が保険料を半分払ってくれてお得な厚生年金に加入できる働き方をした方が、老後資産だけでなく、生涯収入も圧倒的に増やせるのです」（権丈さん）

なくならない老後のお金の不安——だが、制度をフル活用すれば活路が開けるはずだ。